

# 海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費のうち ロンドン条約・議定書に係る審査支援及び調査検討事業費



【令和7年度要求額 153百万円（103百万円）】



船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び二酸化炭素の海底下貯留（海底下CCS）について、国内制度を適正に運用するとともに、国際動向を把握し海洋環境保全のための制度のあり方の検討を行います。

## 1. 事業目的

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び二酸化炭素の海底下貯留（海底下CCS）が環境と調和した上で実施されるよう、海洋汚染等防止法に基づく審査を適切に実施するとともに、国際動向や最新の知見を収集し、CCS事業法に基づく海底下CCSの今後の制度の検討及び海洋環境保全のための調査を行う。

## 2. 事業内容

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCSについては、ロンドン議定書により規制されており、我が国では海洋汚染等防止法（海防法）により、環境大臣の許可の下で実施可能となっている。また、令和6年通常国会でCCS事業法が成立し、CCSの制度整備を進めていく必要がある。

本事業は、海洋投入処分及び海底下CCSに係る国内制度の適切な運用及び国際動向の調査並びに、CCS事業法に基づく制度整備の検討及び事業候補地における海洋環境調査を行う。

### (1) 海洋投入処分に係る対応

- ・海防法に基づく船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る審査等を行う。
- ・海洋地球工学に係る国際動向の調査や国内対応の検討を行う。

### (2) 海底下CCSに係る対応

- ・海底下CCSに係る各国の動向や最新の科学的知見の情報収集を行う。
- ・海洋環境と調和した海底下CCSの実施に向けて制度の検討や適用試験を行う。
- ・今後の事業候補地において海洋環境調査を行い、知見の充実を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ

